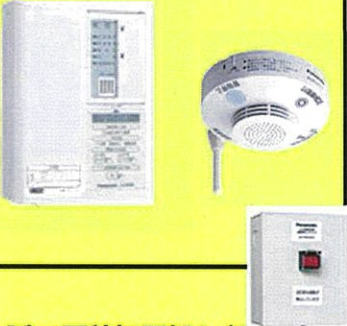


# 病院や福祉施設等に自火報設備などの 設置義務が拡大

2013年12月27日公布 (政令第368号) (総務省令第126号・127号)

設備	消防法施行令 別表第一区分		設置基準		施行期日 (既存遡及期限)	
			改正前	改正後		
自動火災報知設備	(5) 項イ	旅館・ホテル・宿泊所 など	300㎡以上	<b>延べ面積に 関係なく設置</b> 	<b>施行</b> <b>2015年4月 1日</b>  <b>遡及期限</b> <b>2018年3月31日</b>	
	(6) 項イ	病院・診療所・助産所 など				
	(6) 項ハ	老人福祉センター など				
火災通報装置	(6) 項ロ	養護老人ホーム など (※1) (※2)	延べ面積に関係なく設置 連動義務なし	延べ面積に関係なく設置 連動義務あり		<b>施行</b> <b>2015年4月 1日</b>  <b>遡及期限</b> <b>2018年3月31日</b>
	(6) 項ロ	養護老人ホーム など (※3)	275㎡以上	延べ面積に 関係なく設置		

※1 防災センター(常時人がいる)に設置される場合は対象外。 ※2 (16) 項イ・(16) 項2・(16) 項3に含まれる場合も適用。

※3 就寝の用に供する居室を持つものに限る。